

障害者政策委員会 第2小委員会（第3回）

資料一覧

資料1-1	論点④【15・24条】所得保障等（年金，諸手当，経済的負担の軽減等）について に関する厚生労働省資料	1
資料1-2	論点④【15・24条】所得保障等（年金，諸手当，経済的負担の軽減等）について に関する事務局資料	13
資料2	論点⑤【18・19条④】就労施策に関するその他の事項について（自営業・起業への支援等） に関する厚生労働省資料	17
資料3	論点④【15・24条】所得保障等（年金，諸手当，経済的負担の軽減等）について」 論点⑤【18・19条④】就労施策に関するその他の事項について（自営業・起業への支援等） に関する委員意見	19
参考	障害者政策委員会の年内の予定	45

障害年金制度の概要

障害基礎年金

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間中（※）、または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（ともに障害認定日という）に、一定程度の障害の状態（参考を参照）にあり、一定の保険料の納付要件を満たしている場合に支給される。

※ 被保険者になる以前の20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される（所得制限有り）。

2. 年金額（平成24年度）

〈1級障害の場合〉

月額81,925円（年額983,100円。老齢基礎年金の満額の1.25倍）＋子の加算額

〈2級障害の場合〉

月額65,541円（年額786,500円。老齢基礎年金の満額と同額）＋子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・月額 各18,858円（年額226,300円）

第3子以降・・・月額 各6,283円（年額75,400円）

障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、1級～3級の障害の状態にあり、一定の保険料の納付要件を満たしている場合に支給される。

（1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。）

2. 年金額

〈1級障害の場合〉

（報酬比例の年金額×1.25）＋配偶者加給年金額

〈2級障害の場合〉

（報酬比例の年金額）＋配偶者加給年金額

〈3級障害の場合〉

（報酬比例の年金額）（ただし、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする）

※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。

ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の概要

1. 趣旨・背景

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者（特定障害者）に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害給付金を支給し、もって障害者の福祉の向上を図る。

2. 対象者（特定障害者）

ア 昭和61年度前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者

イ 平成3年度前の国民年金任意加入対象であった学生

であって、任意加入していなかった者のうち、当該任意加入期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当するものとして認定を受けた者

3. 支給金額・受給者数

支給金額（平成24年度）：1級 月額49,500円（2級の1.25倍）、2級 月額39,600円

※ 所得制限有り。

受給者数（平成22年度末）：1級 2,198人、2級 6,814人

年金生活者支援給付金の支給に関する法律案概要（平成24年7月31日提出）

※継続審議中

1. 法律案の制定趣旨

衆議院修正により、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）から削除された低所得高齢者・障害者等への年金額加算に替わり、年金機能強化法附則第2条の2に基づく法制上の措置として、新たな低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置（年金生活者支援給付金）を講ずる。

2. 法律案の概要（障害者関係部分）

- ・ 一定の障害基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金を支給する。
（支給額：月額5千円（1級の障害基礎年金受給者は、月額6,250円））
- ・ 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。
- ・ 年金生活者支援給付金の支給に要する費用の財源は、社会保障・税一体改革により増加する消費税の収入を活用して確保するものとし、税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行する。

障害年金制度での最近の取組

1. 年金機能強化法における措置

障害年金の受給者の障害の程度が増進した場合の額改定請求に1年の待期期間が設けられていることについて、明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合には、待期期間を要しないこととした（法律の公布（平成24年8月22日）から2年以内に施行）。

2. その他の運用の改善

障害基礎年金を請求するに当たっては、障害の原因となった疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類を添付することとしていたが、初診日の証明が添付できないことがあった。

そこで、20歳前の障害による障害基礎年金の請求に限り、初診日の証明がとれない場合であっても、明らかに20歳以前に発病し、医療機関で診療を受けていたことを複数の第三者が証明したものを添付できるときは、初診日を明らかにする書類として取り扱うこととした。

(参考)

・ 障害等級の例

	障害基礎年金	障害厚生年金
1 級	両手がない者、両足がない者、両眼の矯正視力の和が0.04以下の者、その他	障害基礎年金と同じ
2 級	片手がない者、片足がない者、両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下の者、その他	障害基礎年金と同じ
3 級	—	両眼の矯正視力が0.1以下の者、その他

(注) 障害等級の考え方

1 級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

2 級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

3 級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

・ 受給者数及び平均年金月額（平成22年度末）

	障害基礎年金		障害厚生年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
1級	693,445人	82,932円	53,838人	161,610円
2級	939,341人	67,253円	150,704人	122,451円
3級	—	—	106,043人	55,491円

※障害厚生年金の1級及び2級は、障害基礎年金の額を含む。

特別児童扶養手当制度等の概要

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
目 的	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。	特別障害者に対して所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。
支給要件	1. 20歳未満 2. 在宅のみ 3. 父母又は養育者が受給	1. 20歳未満 2. 在宅のみ 3. 本人が受給	1. 20歳以上 2. 在宅のみ 3. 本人が受給
対象者	1級：障害基礎年金の1級に相当する障害を有する児童 2級：障害基礎年金の2級に相当する障害を有する児童	障害基礎年金の1級に相当する障害より一定程度重度の障害を有する児童	障害基礎年金の1級に相当する障害が重複している状態と同程度の障害を有する者
給付月額 (24年度)	1級：50,400円 2級：33,570円	14,280円	26,260円

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
所得制限 (年収)	1. 本人(4人世帯) 7,707千円 2. 扶養義務者(6人世帯) 9,542千円	1. 本人(2人世帯) 5,656千円 2. 扶養義務者(6人世帯) 9,542千円	同 左
給付人員 (23年度末)	1級: 101,140人 2級: 103,531人	64,094人	115,407人
24年度 予算額 (国費)	1,124億円	88億円	291億円
負担率	国10/10	国3/4、都道府県、市又は福祉事務所 設置町村1/4	同 左
認定事務	都道府県 (申請窓口は市町村)	都道府県、市又は福祉事務所設置町村	同 左

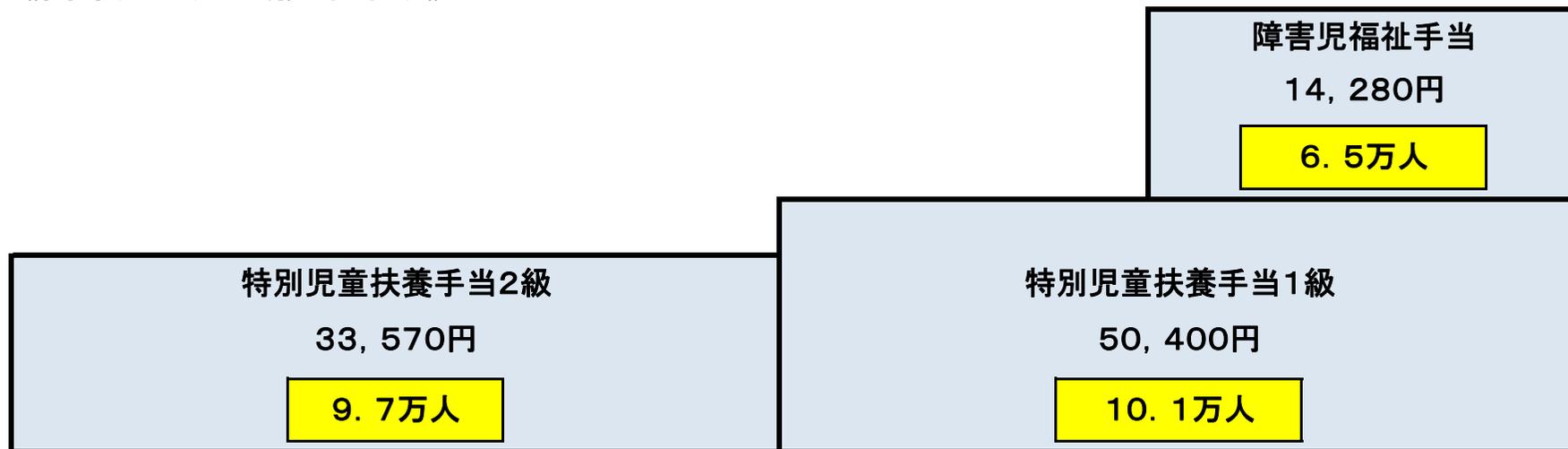
(注) 所得制限限度額は、平成14年8月からの額である。

(注) 給付人員は、東日本大震災の影響により、特別児童扶養手当は福島県、それ以外の手当は宮城県、福島県を除いて集計した人数である。

(参考)障害児・者の所得保障

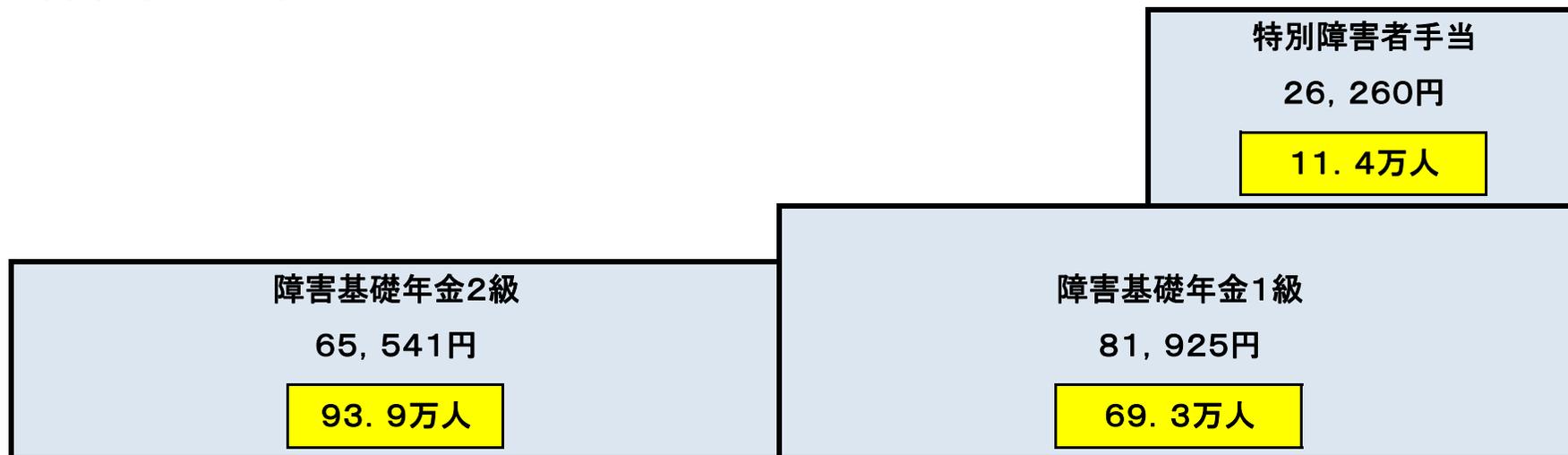
《障害児(20歳未満)》

合計64,680円



《障害者(20歳以上)》

合計108,185円



(注1)受給者の人数については平成22年度末のものである。(注2)受給額については平成24年度の月額である。

障害者の所得保障に関する税制の概要

税制	対象となる税目	制度の概要
障害者控除	所得税、個人住民税	居住者、その控除対象配偶者・扶養親族が障害者である場合に、障害者一人につき所得金額から 27 万円（特別障害者：40 万円）を控除するもの ※ 個人住民税の場合の控除額：26 万円（特別障害者：30 万円）
同居特別障害者に係る 障害者控除の特例	所得税、個人住民税	居住者の控除対象配偶者等が特別障害者に該当し、居住者と常に同居している場合には、所得の控除額に 35 万円を加えるもの ※ 個人住民税の場合の控除額への加算額：23 万円
障害者の非課税限度額	住民税	前年の所得が 125 万円以下の障害者について、住民税を非課税とするもの

税制	対象となる税目	制度の概要
心身障害者扶養共済制度に関する税制	所得税、相続税、贈与税、個人住民税	地方自治体等が行う心身障害者扶養共済制度に関し、掛金の所得控除（所得税・個人住民税）及び給付金の非課税（所得税・相続税・贈与税）の措置を行うもの
障害者等少額貯蓄非課税制度	所得税	元本 350 万円までの利子等について、所得税を非課税とするもの
相続税の障害者控除	相続税	障害者が相続により財産を取得した場合に、85 歳に達するまでの年数に 6 万円（特別障害者：12 万円）を乗じた金額を相続税の課税対象から控除するもの
特別障害者に対する贈与税の非課税	贈与税	特別障害者を扶養するための信託に係る信託受益権について、6,000 万円までを非課税とするもの

- ※ 「障害者」とは、身体障害者手帳を有する者、児童相談所等の判定により知的障害者と判定された者、精神障害者保健福祉手帳を有する者又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者等である。
- ※ 「特別障害者」とは、身体障害者手帳を有する者のうち 1 級又は 2 級である者、児童相談所等の判定により重度の知的障害者と判定された者、精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち 1 級である者又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者等である。
- ※ 「心身障害者扶養共済制度」とは、心身障害者（身体障害者手帳を有する者のうち 1 級～3 級である者、知的障害者、これらの障害者と同程度の身体障害又は精神障害を有する者）の保護者が生前に地方自治体に掛金を納入することにより、保護者の死後残された心身障害者に終身年金としての給付金を支給するものである。